

市民の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に関する 支援

特別定額給付金

給付対象者及び受給権者

給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方となります(その他、要件を満たす方を含みます)。受給権者は、その方の属する世帯の世帯主となります。

給付額

給付対象者1人につき10万円となります。

申請方法

感染症拡大防止の観点から、郵送申請方式とオンライン申請方式を基本としますが、やむを得ない事情がある場合に限り、窓口における申請が可能となります。  
※8月24日(月)までに申請をお願いします

郵送申請方式

5月22日付けで市が申請書を郵送しました。必要事項を記入、本人確認書類及び振込先口座確認書類を添付して、返信用封筒で返送してください。  
※書類が届いてない場合は、ご連絡をお願いします

オンライン申請方式

マイナポータルから申請を行う場合は、次の準備が必要となります。  
①申請者(世帯主)のマイナンバーカード

②マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン、もしくは、パソコン+ICカードリーダー

問い合わせ先

総務課 ☎53-3112

住居確保給付金

対象者

離職・廃業や、休業等での収入減少により困窮し、住居を喪失された(おそれのある)方

給付額 ※世帯人数により上限あり

月ごとに家賃額を支給

問い合わせ先

生活相談センター香美 ☎53-2877



生活福祉資金(コロナ特例貸付)

コロナウイルスの影響による失業や休業により収入減となった世帯への貸付です。緊急小口資金(上限20万円)と総合支援資金(上限60万円)の2種類があります。

問い合わせ先

生活相談センター香美 ☎53-2877



事業者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症に関する 支援

持続化給付金

対象

売上げが前年同月比で50%以上減少など

給付額

法人200万円、個人事業者100万円  
※ただし、昨年1年間の売上げからの減少分が上限

問い合わせ先

持続化給付金事業コールセンター  
☎0120-115-570

高知県休業等要請協力金

申請受付期間

6月15日(月)まで

対象

緊急事態宣言等による休業等の期間に、高知県の要請に応じて、休業や営業時間を短縮した施設等を運営する事業者

支給額

1事業者当たり30万円

問い合わせ先

高知県協力金申請手続相談センター  
(コールセンター)  
☎088-823-9063



資金繰り支援(貸し付け・保証)

セーフティネット保証 等

経済産業省資金相談サイトを  
ご覧ください



休業補償

雇用調整助成金 等

厚生労働省ホームページ  
をご覧ください



医師に聞きました!

新型コロナウイルス Q&A

お答えします



【回答】  
中央東福祉保健所  
保健監 田上 豊貴 氏

Q1

暑くなってきたけど、みんなマスクを着用するべき?

【回答】マスクは『感染者が他の人にうつさない』という点で高い効果を発揮します。新型コロナウイルスは、症状が出る2日前から発症直後にかけて感染性が高くなると言われていまして、全員がマスクをすることで、無症状の感染者が他の人にうつすことを予防できます。これから暑くなりますが、こまめに水分補給をしつつ、外出時にはマスクの着用を心がけましょう。

Q2

外出を控えるなど感染防止に気をつけていたが、緊急事態宣言が解除されたら、普通の生活に戻っていい?

【回答】新規の感染者数が減少した地域でも、人と人が接触する機会が増えることで、再度感染が拡大する可能性は十分にあります。できるだけ人との接触を減らす、外出する場合は人との間隔をあける(1~2m)、3密を回避する、帰宅後に手洗いをを行うなど、感染予防策を続ける必要があります。長丁場になりますので、下にあるような『新しい生活様式』を日常生活の中に定着させていくことが重要です。

Q3

PCR検査をすぐに受けられますか?

【回答】基本的には、発熱等の症状から、医師が感染を疑い、検査を必要と認めた場合に行うことになります。

Q4

県内の感染者の発生情報のうち「居住地」については、高知市以外の市町村名を公表しないのはどうしてですか?

【回答】患者発生情報の公表は、法律に基づき、感染拡大防止や予防啓発のために行います。患者の発症前後の行動から感染リスクを評価し、必要な情報を、個人情報保護に配慮した形で公表しています。  
また、感染は誰にでも起こりえることなので、人権侵害にならないように情報の取り扱いにはご配慮をお願いします。

感染拡大防止

新しい生活様式の 実践 を

高知県は、大家族のように人と人とのつながりが濃い風土が自慢ですが、新型コロナウイルスに対するワクチンや有効な治療法が十分に確立していない今、皆さんの命や大切な医療を守るためには、今はその“高知県民らしさ”を活かしながら、『新しい生活様式』を実践することが必要です。その具体的な実践例の一部を紹介します。

日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 身体的距離の確保
- 3密の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝体温測定、健康チェック。発熱や風邪の症状がある場合はムリせず自宅療養



日常生活の各場面の生活様式(例)

買い物

- 1人または少人数ですいた時間に
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー

食事

- 大皿は避けて、料理は個々に
- 横並びで座り、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて